

ご寄付ありがとうございます

▼問合せ 総務課
☎62-2151

令和3年度上半期に次の方からご寄付・ご寄贈がありました。ご趣旨に沿い、有効適切に活用させていただきます。

- ・嵐山町自動車整備組合様
- ・嵐山町建設水道事業協同組合様
- ・村田弘子様
- ・ユタカ技研労働組合様
- ・株式会社研文社様
- ・株式会社TKC様
- ・明治安田生命保険相互会社様
- ・パマデンス株式会社様

(受付順)

その他匿名希望の方からも、多くのご寄附・ご寄贈をいただきました。

紅葉まつりを開催します

▼問合せ 嵐山町観光協会

☎81-4511

11月20日(土)・21日(日)の2日間、嵐山溪谷紅葉まつりを開催します。

詳細は観光協会ホームページ等お知らせします。

地域福祉人材育成助成金

▼問合せ 福祉課
☎62-0716

町では、福祉の分野に理解と熱意を持つ人材を確保・育成し、地域福祉の充実を図るため、助成金を交付しています。

助成額及び交付要件

・5万円

- ①事業所での勤務経験のない方で、対象となる資格のいずれかを取得し、新規に対象となる所在地にある事業所で勤務を開始された方
- ②対象となる資格のいずれかをもち、事業所での勤務経験のある方が、結婚、育児、病気等の理由から3年以上の離職期間を経て、対象となる所在地の事業所で勤務を開始された方

・3万円

対象となる所在地の事業所に勤務される方で、自己の技能向上のために、対象となる資格を新たに取得された方
※申請は、1人1回を限度とします。
ただし、自己技能向上のため、新たに資格を取得された場合は、その都度3万円が支給となります。

助成の対象となる方

- ①申請日に嵐山町に住所がある方

交通災害共済の見舞金

▼問合せ 町民課

☎62-2154

市町村交通災害共済に加入している方が、加入期間中に交通事故でけがをし、病院等で治療を受けた場合、入院・通院の日数に応じて、見舞金を受け取ることができます。

見舞金は、交通事故にあわれた日の翌日から起算して2年を経過すると、請求ができなくなってしまう。

走行中の自転車から落ちた等、警察となる場合があります。

町民課にて、見舞金の対象になるかの確認と、請求の受付を行っておりますので、お電話または窓口にて、一度ご確認ください。

安全・安心な学校給食を届けるために

▼問合せ 教育委員会事務局

☎62-0823

「学校給食」は、子供たちにとってバランス良く栄養を摂取するために欠かせない存在であると共に、食材の生産者、調理師、栄養教諭など多くの方が携わって成り立ち、町立小・中学校と幼稚園に提供しています。

- ②町税等を滞納されていない方(同一世帯に属する方も含みます)
- ③申請日に対象となる所在地の事業所に勤務されている方

対象となる資格

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、視能訓練士、手話通訳士、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員初任者研修修了者、介護職員実務者研修修了者

対象となる事業所所在地

嵐山町、東松山市、滑川町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村

申請

勤務を開始した日(資格取得については、資格を取得した日)から1年以内に申請してください。申請用紙は役場福祉課に用意してあります。また、町ホームページからも取得できます。

難病患者見舞金

▼問合せ 福祉課

☎62-0716

対象となる方

- ①今年度申請していない方
- ②申請時点で町に引き続き1年以上住民登録がある方で、保健所で特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されている方

いじめ通報窓口(埼玉県教育委員会)

小・中・高校生のいじめに関する通報
・この窓口はいじめについての情報提供を受けることが目的であり、相談に対する返信は行いません。
・通報された情報は学校に提供しますが、あなたが送信したことがわからないように調査・対応します。



いじめ通報窓口

埼玉県警察少年サポートセンター

(月)金/祝日・年末年始を除く8時30分~17時15分
☎048-8661-1152(少年用)
☎048-865-4152(保護者用)
子どもスマイルネット
(毎日/祝日・年末年始を除く10時30分~18時)
☎048-822-7007

社会福祉法人 埼玉いのちの電話

(毎日24時間)
☎048-645-4343
特定非営利活動法人さいたまチャイルドライン
(毎日16時~21時)
18歳以下の子供専用(無料)
☎0120-99-7777

※障害者支援施設等に入所されている方、特別障害者手当、在宅重度心身障害者手当等を受給されている方は支給対象外となります。

見舞金額 年額5000円

持ち物

- ・特定疾患等医療受給者証の写し
- ・印鑑
- ・通帳等(振込先口座番号等が分かるもの)

申請期日 令和4年3月31日(木)

戦没者等のご遺族の皆様へ

▼問合せ 福祉課

☎62-0716

第11回特別弔慰金を交付します

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
請求期限 令和5年3月31日まで
※請求期限を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることが出来なくなります。

請求書類 福祉課までご請求ください。請求者により書類の種類が異なります。

※支給対象者等の詳細については、お問い合わせください。

埼玉県こころの電話(埼玉県立精神保健福祉センター)

心の健康や悩みに関する相談
(月)金/祝日・年末年始を除く9時~17時
☎048-723-1447
子どもの人権110番(さいたま地方事務局)

(月)金/祝日・年末年始を除く8時30分~17時15分
☎0120-007-110(無料)
Eメールによる相談

子どもの人権SOS Eメール 検索

障害者週間

12月3日から12月9日

▼問合せ 福祉課

☎62-0716

すべての国民が、障害の有無によって隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、障害及び障害のある方に対する国民の理解と関心を得る必要があります。国では毎年12月3日から9日を「障害者週間」と定め、障害のある方の自立と社会参加の支援等に関する活動をはじめ、様々な行事、取組みを行うことにしています。